

一般社団法人 小郡三井医師会

会長 廣瀬 真恵 様

久留米市長 檜原 利則

(健康福祉部 健康保険課)

高額療養費の所得区分及び算定基準額（自己負担限度額）の変更に伴う 区分変更後限度額適用認定証の被保険者への送付について

平素より、本市の健康福祉行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、来年1月1日より、制度改正に伴い下記のとおり高額療養費の所得区分及び算定基準額（自己負担限度額）が変更となります。

つきましては、下記対象者へ、12月中旬ごろに新区分の限度額適用認定証を送付いたしますので、貴医師会会員の皆様へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

《新区分限度額適用認定証の送付対象者》

平成26年11月28日現在で限度額適用認定証をお持ちの70歳未満の方

高額療養費等制度改正の概要

平成27年1月1日より、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が以下のように変更となります。

【平成26年12月31日まで】

【平成27年1月1日以降】

適用 区分	所得要件（世帯）		1ヶ月当たりの 一部負担金の上限	適用 区分	所得要件（世帯）		1ヶ月当たりの 一部負担金の上限
A	保険料算定の基礎 となる 基礎控除後の 総所得額の合計 （基礎控除は 1人あたり 33万円）	600万円 超	150,000円＋ （総医療費－500,000円）×1% ★多数回該当 83,400円	ア	保険料算定の基礎 となる 基礎控除後の 総所得額の合計 （基礎控除は 1人あたり 33万円）	901万円超	252,600円＋ （総医療費－842,000円）×1% ★多数回該当 140,100円
				イ		600万円超～ 901万円以下	167,400円＋ （総医療費－558,000円）×1% ★多数回該当 93,000円
B	600万円 以下の 住民税課税 世帯		80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1% ★多数回該当 44,400円	ウ	210万円超～ 600万円以下		80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1% ★多数回該当 44,400円
				エ		210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円 ★多数回該当 44,400円
C	同一世帯の世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯		35,400円 ★多数回該当 24,600円	オ	同一世帯の世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の世帯		35,400円 ★多数回該当 24,600円

※70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額および標準負担額（食事代）の変更はありません。